【別紙資料 04】

公営住宅等整備基準での性能表示制度の要求性能 (別紙2-2)各評価項目における要求性能の概要(公営住宅等整備基準)

公営住宅等整備基準		技術的助言		県営住宅設計基準				
				性能基準の規	見定項目	要求性能	備考(概要等)	
第8条住宅の基準	(第2項) 住宅には、外壁、窓等を通じての熱の損失の防止 その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を 適切に図るための措置が講じられていなければな らない。	評価方法基準第5の5の5-①(3)の等級④の基準	5	温熱環境	(5-1) 断熱性能等級	等級 4	日本住宅性能表示基準の別表 1 の (い) 項に掲げられる 5-1 断熱性能等級を選択し、評価方法基準第 5 の 5 の 5-1 (3) の等級 4とする。ただし、これにより難い場合は等級 3 とする。	
	(第3項) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音 性能の確保を適切に図るための措置が講じられて いなければならない。	評価方法基準第5の8の8-①(3) 4の等級2の基準又は第5の8の8 -①(3) □①cの基準(RC 造又は SRC 造以外の住宅は第5の8の8 -①(3) □①dの基準)を満たす こと及び評価方法基準第5の8の 8-4(3)の等級2の基準		8 音環境	(8-1) 重量床衝撃音対策	等級 2 又は相 当スラブ厚 15 cm以上	ボイドスラブ厚は 22 cm以上とする。	
					(8-4) <u>透過</u> 損失 (外壁開口 部)		BL サッシの評価基準は 21db 以上。 (図示は BL-B 型とし、T1 の記載は不要)	
	(第4項) 構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備 される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図 るための措置が講じられていなければならない。	評価方法基準第5の3の3-① (3)の等級3の基準 (木造の住宅は第5の3の3-① (3)の等級2の基準)		劣化の軽減	(3-1) 劣化対策 (構造躯体 等)		水セメント比が55%以下の場合、最小かぶり厚さを10mmプラス。	
	(第5項) 給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造 耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及 び補修を行なうことができるための措置が講じら れていなければならない。	評価方法基準第5の4の4-①(3) 及び4-2(3)の等級2の基準	4	維持管理への配慮	(4-2) 維持管理対策(共用 管)	等級 2	配管のコンクリート埋設不可。 竪管の掃除口を最上階、最下階及び3階以内おきに設置。 等	
第9条 住戸の基準	(第3項) 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質 の発散による衛生上の支障の防止を図るための措 置が講じられていなければならない。	居室の内装の仕上げに特定建材 を使用する場合には、評価方法基 準第5の6の6-①(3) ロの等級 3の基準		空気環境	(6-1) ホルムアルデヒド 対策 (内装)	等級3(内装)	F☆☆☆☆等級相当以上を各住戸の居室の内装仕上げに使用。 〔上乗せ基準〕 「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」 (平成 15 年 6 月 6 日付け事務連絡)	
第10条 住戸内の各部	住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性を適切に確保するための措置その他の高齢者が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。	評価方法基準第5の9の9-①(3) の等級3の基準	9	高齢者等への配慮	(9-1) 高齢者等配慮対策 (専用部分)	等級 3	出入口の幅員 800 mm以上。 特定寝室の広さは内法で 9 m ³ 以上。 便所の介助スペースは内法で長辺 1.3 m以上確保。 等	
第11条 共用部分	公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。	評価方法基準第5の9の9-2(3) の等級3の基準			(9-2) 高齢者等配慮対策 (共用部分)	等級 3	EV ホールは 1500 mm以上確保。 等	

〔整 備 基 準〕 公営住宅等整備基準(平成 10 年 4 月 21 日建設省令第 8 号)最終改正:平成 23 年国土交通省令第 103 号

〔技術的助言〕 「公営住宅等整備基準について」(平成24年1月17日国住備第196号)

〔評価方法基準〕 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1346号)